

## 都道府県における希少種保全の施策の運用等について

都道府県の希少種保全の施策は、主に各都道府県の希少種保護条例等によって推進されており、この概要に関しては、公開されている情報に基づいて既に報告したところである（第1回会合資料3及び第2回会合資料1-1参照）。しかし、同条例の運用の状況や、必ずしも同条例に基づかない施策の状況については公開情報による把握に限界がある。

そこで都道府県に対するアンケート（以下）等に基づいて、希少種保全施策の運用等の概要を報告する。

### 都道府県アンケートの概要

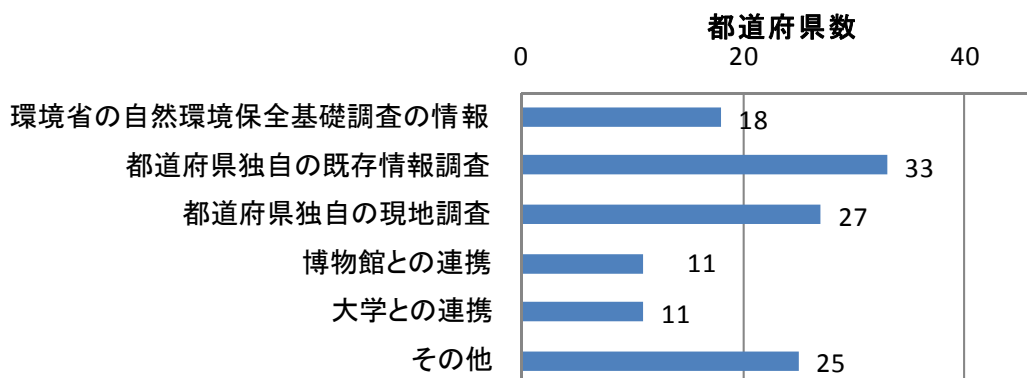
- 趣旨：公開情報に基づく希少種保護条例にかかる調査を補完して、施策の運用にかかわる現状や課題などの情報を収集する。
- 対象：全都道府県の希少種保全担当部署
- 配布・回収期間：平成23年10月に配布し、44都道府県から回収。
- 内容：1. 希少種に関する情報の収集・提供  
2. 希少野生動植物種の指定等  
3. 希少種保全の実施体制  
4. 希少種の保全の取組促進上の課題

### 1. 希少種に関する情報の収集・提供について

#### (1) 都道府県内の希少種に関する情報（分布情報等）の収集（都道府県アンケート）

- 都道府県が自ら既存情報調査や現地調査を行い、独自に情報を収集している例が多い。
- 一部では国の情報（環境省の自然環境保全基礎調査）が利用され、また博物館や大学との連携が図られている。

#### 都道府県内の希少種に関する情報(分布情報等)の 収集方法(複数回答,N=44)



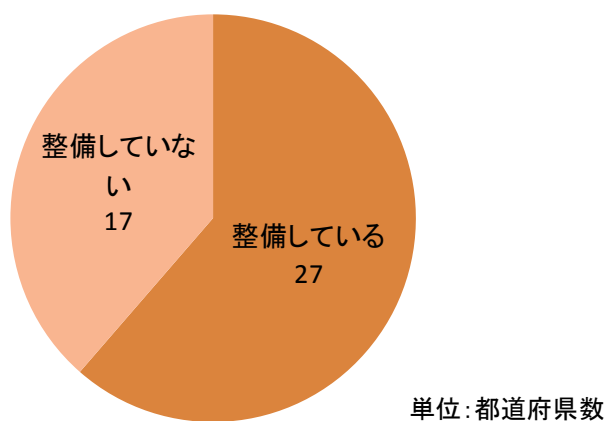
注：「その他」は、検討会における情報提供、有識者・研究者からの情報提供、民間団体からの情報提供など

出典：都道府県アンケートの結果より作成

(2) 収集した希少種の情報(分布情報等)を蓄積・管理するデータベースの整備(都道府県アンケート)

○約6割の団体がデータベースを整備している。

収集した希少種の情報(分布情報等)を蓄積・管理するデータベースの整備(単一回答,N=44)

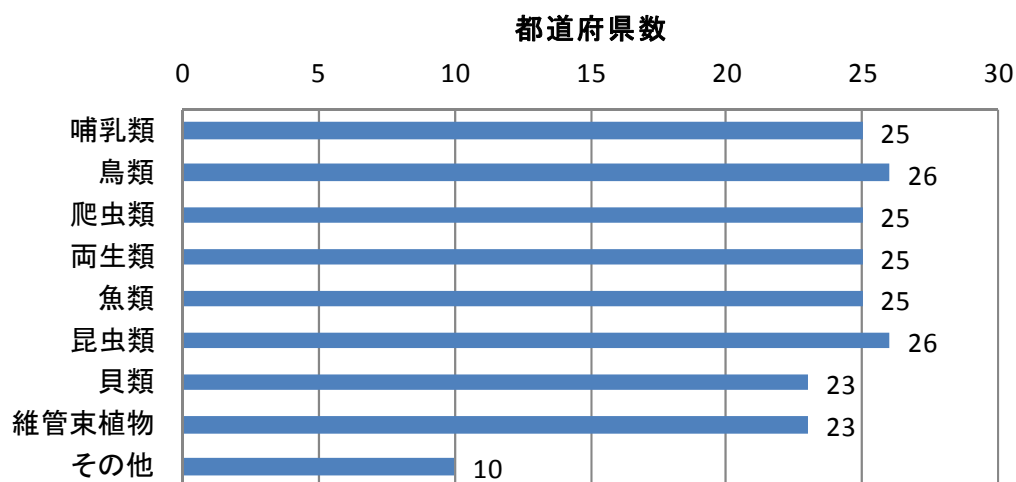


出典:都道府県アンケートの結果より作成

(3) データベースを整備している分類群(都道府県アンケート)

○脊椎動物のほか、昆虫類、貝類、維管束植物まで整備されている例が多い。

データベースを整備している分類群(複数回答,N=27)



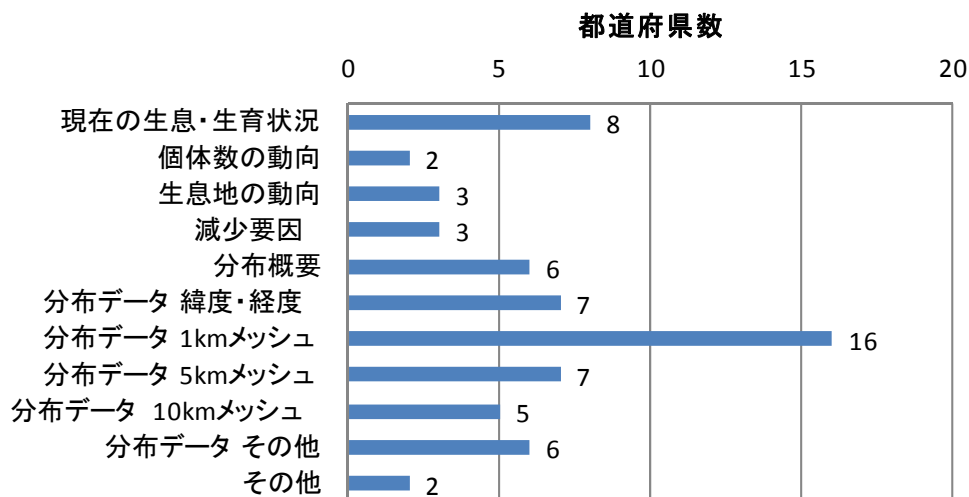
注:「その他」はクモ類、甲殻類、頭索類、クモ型多足類、サンゴ類、淡水海綿類、藻類、蘚苔類、地衣類、菌類等。

出典:都道府県アンケートの結果より作成

(4) データベースに含まれる情報(都道府県アンケート)

- 分布情報については、1kmメッシュなど比較的精度の高いデータが集積されている。
- 他方で減少要因や個体数等の情報が整備されている例は少ない。

データベースに含まれる情報(複数回答,N=27)



出典：都道府県アンケートの結果より作成

(5) 希少種に関する情報を収集・蓄積する上での課題(都道府県アンケート)

- 情報の収集や蓄積のための予算や人員が不足している。情報収集を依存している専門家の不足・先細りが深刻である一方で、専門家によらない情報は精度に問題がある。
- 情報が得られても、情報の管理が難しく、データベース化の技術的・労力的な制約もあり、収集した情報の集約・蓄積や共有が進まない。

表 希少種に関する情報を収集・蓄積する上での課題

| カテゴリー        | 主な意見<br>(〈数字〉内は同趣旨の回答のあった都道府県数)  |
|--------------|--|
| 人員・予算の不足等    | ○情報の収集や入力等のための人員や時間の不足。〈10 団体〉<br>○現地調査やシステム整備(データベース化、GIS化)等のための予算の不足。〈10 団体〉                                   |
| 専門的人材の不足等    | ○情報の収集は専門家に強く依存せざるを得ないが地域の専門家が不足(例：在野の研究者の高齢化と後継者不足、大学等における分類学研究の低迷など)。〈14 団体〉                                   |
| 情報の収集にかかる障害等 | ○保全に必要な個体数、生息環境、減少要因、位置・分布情報などの情報が不足(例：研究者がとる情報との不一致、分類群や種ごとのばらつき)。〈8 団体〉<br>○予算的な制約などから継続的な情報の収集・更新が行えない。〈7 団体〉 |

表 希少種に関する情報を収集・蓄積する上での課題（つづき）

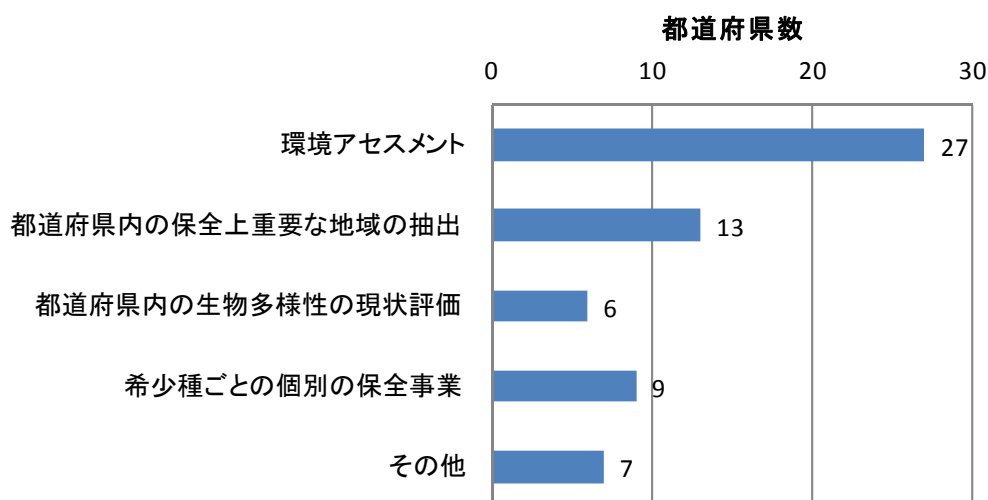
| カテゴリー           | 主な意見<br>（〈数字〉内は同趣旨の回答のあった都道府県数）  |
|-----------------|--|
| 情報の管理・蓄積にかかる障害等 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○専門家から得られる情報の取り扱いや管理が難しい（希少種の分布情報の秘匿、個人の未発表データ、データの著作権）。〈7 団体〉</li> <li>○専門家以外から収集した情報等の精度の不足（例：文献の情報、ボランティアから得られた収集、標本記録のないデータ）。〈4 団体〉</li> <li>○標本の収蔵場所の不足。〈1 団体〉</li> <li>○収集した情報の集約・蓄積（データベース化やGIS化）が進んでいない。〈9 団体〉</li> <li>○情報整備の様式、体制、ルール等がないため、他の機関との情報共有が進まない（例：開発事業に先立つ希少種調査の結果）。〈3 団体〉</li> </ul> |
| その他             | ○東日本大震災の影響に伴う分布の再調査 〈1 団体〉   |

出典：都道府県アンケートの結果より作成

#### （6）収集・蓄積した希少種の情報の用途（都道府県アンケート）

○環境アセスメントに用いられている例が多いが、都道府県内における重要地域の抽出、希少種ごとの個別の保全事業、生物多様性の現状評価などにも活用されている。

#### 収集・蓄積した希少種の情報の用途（複数回答,N=44）



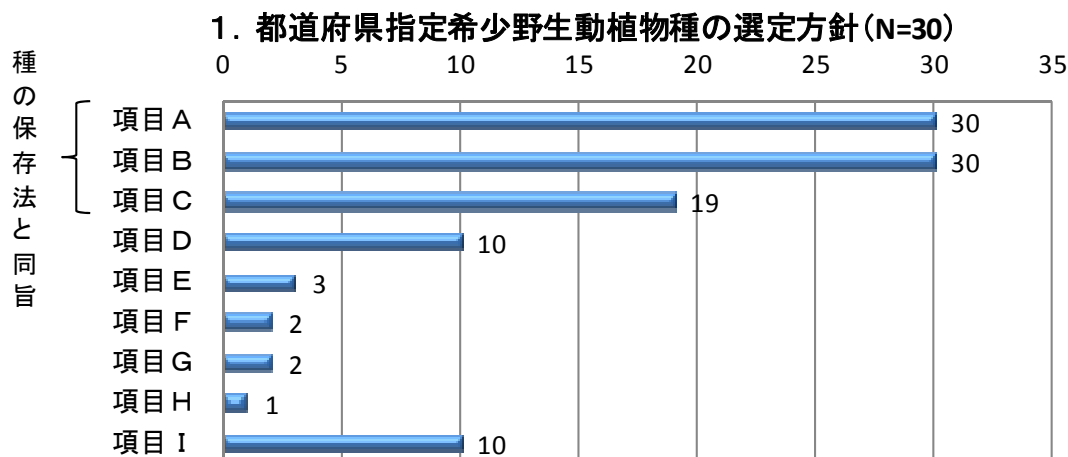
注：「その他」は、主に、環境アセスメント以外の公共事業における配慮。

出典：都道府県アンケートの結果より作成

## 2. 希少野生動植物種の指定等

### (1) 保護対象の希少種や生息地保護区を指定して対象種を保護する際の考え方

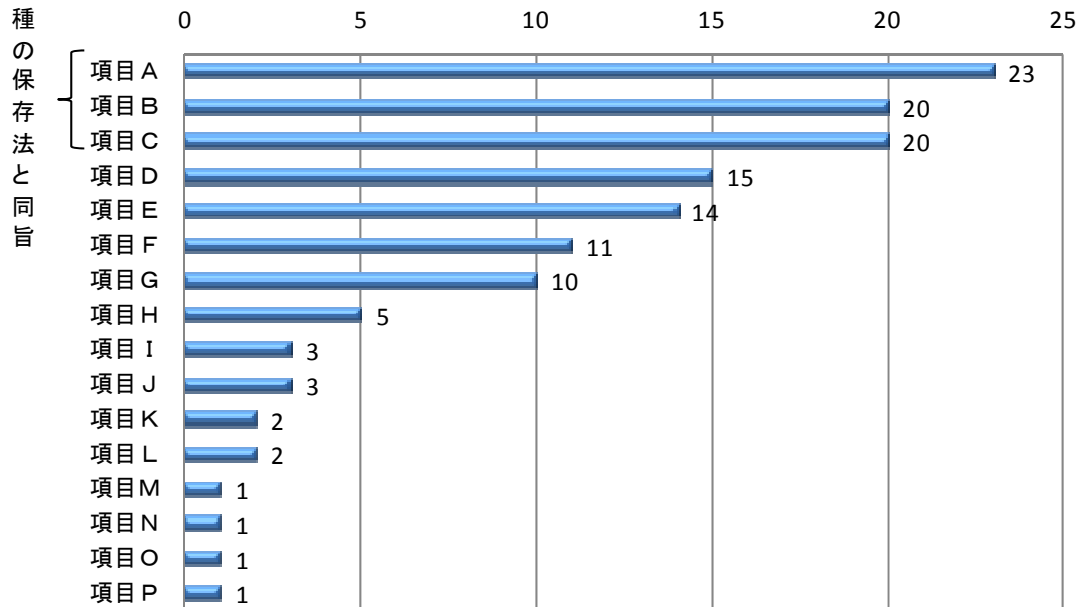
- 種の保存法の選定方針と留意事項と同趣旨の定めがある場合が通常である。
- これら選定方針と留意事項については、条例は当該都道府県内を範囲として判断すると明示してある場合もあるが、明示していない場合もある。
- 特に近年制定された条例では、「過度の捕獲・採取」以外の減少要因（里地里山、外来種等の捕食者等）にかかる選定方針が設けられている場合が一定程度ある。
- また、留意事項に、規制の有効性、保護活動の実績／期待可能性といった実効性の観点、社会的価値や知名度といった社会的要請の観点が盛り込まれている場合が一定程度ある。
- 他法令の保護が既にある場合の指定重複の回避が明示されている場合も一定程度あり、また明示されていなくても同様の運用がされている場合もある。
- この場合であっても、保護の手段として捕獲規制にとどまらず生息地等保護区を指定し保護増殖事業を実施する必要性が高いときには指定できるように定めている例が多い。



- 項目A: その存続に支障を来す程度に、既に個体数が著しく少ないもの／個体数が著しく減少しつつあるもの。
- 項目B: 生息地等が消滅しつつあり／生息・生育の環境が著しく悪化しつつあり、その存続に支障を来す事情があるもの。
- 項目C: 生息地等における過度の捕獲・採取により、その存続に支障を来す事情があるもの。
- 項目D: 他種(外来種または在来種)による捕食・食害、生態的競争、遺伝的攪乱等により、種の存続に支障を来す事情があるもの。
- 項目E: 里地里山の荒廃及び植生の遷移の影響により、種の存続に支障を来す事情があるもの。
- 項目F: 学術的又は文化的な価値が高く、専門家や県民等から保護の要請が高いもの。
- 項目G: 県内において固有に生息・生育している種。
- 項目H: 県において保護することが当該種の保存上特に重要であるもの。
- 項目I: その他、その種の存続に支障を来す特別な事情があるもの。

出典：各都道府県の公表資料より作成

## 2. 都道府県指定希少野生動植物の選定にあたっての 配慮・留意事項(N=23)



項目A: 個体としての識別が可能な大きさ及び形態を有する／一般の人がみて判りやすい種であること。

項目B: 外来種は、選定しないこと。

項目C: 従来から県内にごくまれにしか渡来又は回遊しない種は、選定しないこと。

項目D: 商取引等の対象として捕獲や採取されやすい種など規制措置により効果的に保全対策が図られるものを優先的に選定すること。

項目E: 生息地又は生育地の保護活動が現に行われ若しくは期待できる種であること。

項目F: 当該都道府県の自然環境の特性を象徴するような種であること(国内の主要生息地が当該都道府県内に存し、そこでの絶滅又は衰退が、国内での絶滅又は衰退にあたる等)

項目G: 他法令により既に保護されている種については、生息地等保護区の指定又は保護管理事業の実施の必要性が高いものであること。

項目H: 社会的又は文化的価値若しくは県民等の要請が高いものであること／知名度が高い種であること。

項目I: 原則として、県版レッドデータブックの絶滅危惧Ⅰ・Ⅱ類に属するものであること。

項目J: 分布状況や生息等のための環境条件等の科学的知見に基づき行うこと。

項目K: 鳥獣保護法に基づく特定鳥獣保護管理計画が策定されている種／保護のための規制内容が重複し新たな効果が期待できない場合は選定しないこと。

項目L: 種の保存法による国内希少種及び緊急指定種は選定しないこと。

項目M: 特定の開発行為の抑制や、財産権の制限等を直接の目的としたものは選定しないこと。

項目N: 栽培が法令等で禁止されている種／農作物及び樹木等を害する動植物種で、法令等に基づき駆除等に関する対策が講じられている種は選定しないこと。

項目O: 種名が確立した動植物であること。

項目P: その他社会通念上指定することが適当でない種は、選定しないこと。

出典：各都道府県の公表資料より作成

(2) 指定希少種や生息地保護区の指定制度を運用する上で生じているメリット・デメリットや、それらを踏まえた制度運用上の工夫など（都道府県アンケート）

- 種指定や保護区指定による規制は一定の効果を期待できるが、監視活動が担保できなければマニア等の密猟・盗掘による捕獲・採取圧の高まりが懸念される。
- 保護区指定については土地所有者との調整も困難。
- 生息地情報を公表できないため、保全の気運が高まらないというジレンマが広範にある。
- 規制の効果以外に、地域における保全の気運の高まりや保全活動の促進が種指定や保護区指定のメリットであり、密猟・盗掘への対策としても期待できる。

表 指定希少種や保護区指定制度のメリット・デメリットなど

| カテゴリー           | 主な意見<br>(〈数字〉内は同趣旨の回答のあった都道府県数)  |
|-----------------|--|
| <b>指定希少種制度</b>  |  |
| 指定によるメリット       | <ul style="list-style-type: none"> <li>○罰則による捕獲・採取圧の効果的抑制、取締・監視の促進 〈3 団体〉</li> <li>○種指定による社会的関心や保護の機運の上昇、生息地周辺の地域住民による保全活動の促進 〈3 団体〉</li> <li>○県の希少種対策のアピール 〈1 団体〉</li> <li>○指定した種の保全対策の優先的な推進 〈1 団体〉</li> </ul> |
| 指定によるデメリット      | <ul style="list-style-type: none"> <li>○マニア・事業者等による捕獲・採取圧の上昇 〈9 団体〉</li> <li>○隣県での捕獲・採取圧の上昇 〈3 団体〉</li> </ul>  |
| 運用上の工夫          | <ul style="list-style-type: none"> <li>○密猟・盗掘を防ぐため生息地情報の公開を制限 〈2 団体〉</li> <li>○密猟・盗掘を防ぐため生息地周辺の地域住民を巡視員などとして委嘱 〈1 団体〉</li> <li>○県民提案制度による地域住民の取組の促進 〈1 団体〉</li> </ul>  |
| 運用上の課題          | <ul style="list-style-type: none"> <li>○生息地情報を公開できないため保全活動が広がらない 〈1 団体〉</li> <li>○委嘱した推進員やボランティア等の保全活動の限界、支援不足 〈2 団体〉</li> </ul>   |
| <b>生息地保護区制度</b> |  |
| 指定によるメリット       | <ul style="list-style-type: none"> <li>○保護区指定による地域における保全の機運の高まり、観察会や維持管理活動などモデル的な取組の促進 〈2 団体〉</li> </ul>   |
| 指定によるデメリット      | <ul style="list-style-type: none"> <li>○保護区指定にともなう生息地情報の公表によりマニア・事業者等の捕獲・採取圧が上昇 〈3 団体〉</li> <li>○土地利用や開発行為との調整、土地所有者との調整（土地所有者にメリットがない） 〈5 団体〉</li> </ul>  |
| 運用上の工夫          | <ul style="list-style-type: none"> <li>○既に地域における保全活動が活発である場所を保護区に指定 〈1 団体〉</li> <li>○保護区の周辺の地域住民を巻き込んだ巡視や管理、そのための種の希少性の十分な理解促進 〈2 団体〉</li> <li>○生息地を特定せず市町単位で地域指定 〈1 団体〉</li> </ul>                              |
| 運用上の課題          | <ul style="list-style-type: none"> <li>○保護区指定のための分布情報の不足 〈1 団体〉</li> </ul>   |

出典：都道府県アンケート結果より作成

### 3. 希少種保全の実施体制

#### (1) 都道府県下における代表的な希少種保全の取り組み（都道府県アンケート）

- 希少種保全のためには、地域住民、学校、NGO など、絶滅危惧種の生息地において継続的に保全活動を行える主体が確保されることが重要である。
- 国や地方公共団体は、自ら事業を実施するほか、地域住民や NGO などの取組と連携して制度・資金・各主体の調整などの面を支援できる。
- 大学等や動植物園などは専門的知見や技術開発などの面を、企業は技術開発、資金や土地の提供などの面を支援するなど、地域住民等や NGO などの取組と連携できる。

#### 事例1 NGOと学校が連携して捕獲・採取圧に対して監視活動等を行っている事例

| 都道府県  |      | 対象地域          |    |      |     | 対象種                  |     |      |      |
|---|------|---------------|----|------|-----|----------------------|-----|------|------|
| 青森県   |      | 種差海岸階上岳県立自然公園 |    |      |     | サクラソウ（環境省：絶滅危惧 II 類） |     |      |      |
| 要因  |      |               |    |      |     |                      |     |      |      |
| 捕獲・採取   |      | 開発・改変         |    | 水質汚濁 |     | 管理放棄                 |     | 外来種等 | その他  |
| ○   |      |               |    |      |     |                      |     |      | 津波被害 |
| 取組の内容   |      |               |    |      |     |                      |     |      | 制度   |
| 盗掘の増加により自生地が減少しているサクラソウについて以下の取組を実施。<br>①盗掘防止のための巡視活動など ②種子保存及び増殖 ③その他清掃活動、自然観察活動 |      |               |    |      |     |                      |     |      | なし   |
| 取組の体制・役割分担  |      |               |    |      |     |                      |     |      |      |
| 県   | 地域住民 | NGO           | 学校 | 企業   | 大学等 | 動植物園                 | 市町村 | 国    | その他  |
|   |      | ○             | ○  |      |     |                      |     |      |      |
| 名勝種差海岸・鮫町の自然を守る会（①、③）と青森県立名久井農業高等学校（②）が連携して取り組み                                   |      |               |    |      |     |                      |     |      |      |

出典：都道府県アンケート結果より作成

#### 事例2 NGOと都道府県が連携して生息地の維持管理等に取り組んでいる事例

| 都道府県   |      | 対象地域      |    |      |     | 対象種     |     |                 |     |
|--|------|-----------|----|------|-----|---------|-----|-----------------|-----|
| 大阪府  |      | 豊能郡能勢町三草山 |    |      |     | ミドリシジミ類 |     |                 |     |
| 要因   |      |           |    |      |     |         |     |                 |     |
| 捕獲・採取  |      | 開発・改変     |    | 水質汚濁 |     | 管理放棄    |     | 外来種等            | その他 |
| ○  |      |           |    |      |     | ○       |     |                 |     |
| 取組の内容  |      |           |    |      |     |         |     | 制度(注)           |     |
| 薪炭林が放棄され生息環境が悪化したミドリシジミ類につき以下の取組を実施。<br>①府緑地環境保全地域に指定 ②環境調査（生物調査、植生調査） ③林内整備（防火対の刈払、除伐、植栽、萌芽更新） ④観察会の開催 ⑤密猟防止パトロール |      |           |    |      |     |         |     | ◎自然環境保全条例（地域指定） |     |
| 取組の体制・役割分担   |      |           |    |      |     |         |     |                 |     |
| 県  | 地域住民 | NGO       | 学校 | 企業   | 大学等 | 動植物園    | 市町村 | 国               | その他 |
| ○  |      | ○         |    |      | ○   |         |     |                 |     |
| 条例による地域指定（規制）は大阪府（①）、保全事業は財団法人大阪みどりのトラスト協会が実施（②、③、④、⑤）。  |      |           |    |      |     |         |     |                 |     |

注：「◎」は当該取組が直接基づく制度、「○」はその他の関連する制度

出典：都道府県アンケート結果より作成



事例3 NGOと地元専門家と都道府県が連携して外来種駆除等を行っている事例

| 都道府県  |      | 対象地域  |    | 対象種                     |     |      |  |      |        |
|---|------|-------|----|-------------------------|-----|------|--|------|--------|
| 山形県   |      | 最上地域  |    | マルコガタノゲンゴロウ（環境省:絶滅危惧Ⅰ類） |     |      |  |      |        |
| 要因  |      |       |    |                         |     |      |  |      |        |
| 捕獲・採取   |      | 開発・改変 |    | 水質汚濁                    |     | 管理放棄 |  | 外来種等 | その他    |
|   |      | ○     |    |                         |     |      |  | ○    |        |
| 取組の内容   |      |       |    |                         |     |      | 制度(注)                                      |      |        |
| 山形県内において生息環境が悪化し、残された主要な生息地である最上地域のため池において、外来種であるアメリカザリガニの駆除を実施。  |      |       |    |                         |     |      | ◎県の生物多様性保全対策事業費補助金制度<br>○種の保存法（国内希少野生動植物種） |      |        |
| 取組の体制・役割分担  |      |       |    |                         |     |      |  |      |        |
| 県   | 地域住民 | NGO   | 学校 | 企業                      | 大学等 | 動植物園 | 市町村  | 国    | その他    |
| ○   |      | ○     |    |                         |     |      |  |      | 地域の専門家 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ NGO が地域の昆虫類専門家の指導を受けて現地で保全活動を実施。</li> <li>・ 県は NGO に対して補助を行っている（生物多様性保全対策事業費補助金制度）。</li> </ul> |      |       |    |                         |     |      |  |      |        |

注：「◎」は当該取組が直接基づく制度、「○」はその他の関連する制度

出典：都道府県アンケート結果より作成

事例4 地域住民が中心となって行政、企業、学校など多様な主体が協働して生息地の維持管理等に取り組んでいる事例

| 都道府県   |      | 対象地域  |    | 対象種                 |     |      |                                     |      |     |
|--|------|-------|----|---------------------|-----|------|-------------------------------------|------|-----|
| 長野県  |      | 東御市   |    | オオルリシジミ（環境省:絶滅危惧Ⅰ類） |     |      |                                     |      |     |
| 要因   |      |       |    |                     |     |      |                                     |      |     |
| 捕獲・採取  |      | 開発・改変 |    | 管理放棄                |     | 水質汚濁 |                                     | 外来種等 | その他 |
| ○  |      |       |    | ○                   |     |      |                                     |      |     |
| 取組の内容  |      |       |    |                     |     |      | 制度(注)                               |      |     |
| 焼畑の減少により生息地である二次草原が減少し、採集の影響も受けているオオルリシジミについて以下の取組を実施。<br>①食草の保護増殖と環境整備(※) ②採集防止パトロール ③累代飼育による個体の増殖 ④増殖個体の野外放蝶 ⑤科学的調査研究 ※二次草原への火入れを再開  |      |       |    |                     |     |      | ◎県の希少種保護条例（指定希少野生動植物）による捕獲規制、保護増殖事業 |      |     |
| 取組の体制・役割分担   |      |       |    |                     |     |      |                                     |      |     |
| 県  | 地域住民 | NGO   | 学校 | 企業                  | 大学等 | 動植物園 | 市町村                                 | 国    | その他 |
| ○  | ○    | ○     | ○  | ○                   | ○   |      | ○                                   |      |     |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県は希少種保護条例により種指定し保護増殖事業を実施。</li> <li>・ 地元住民や研究者による「北御牧のオオルリシジミを守る会」（H14 結成）の放蝶の取組に地元の小学校・企業が協力。</li> <li>・ 安曇野オオルリシジミ保護対策会議、信州大学、日本チョウ類保全協会等との連携。</li> </ul> |      |       |    |                     |     |      |                                     |      |     |

注：「◎」は当該取組が直接基づく制度、「○」はその他の関連する制度

出典：都道府県アンケート結果等より作成

事例5 地域住民と市町村が中心となって行政、大学、植物園など多様な主体が協働して生息地の整備や飼育下繁殖に取り組んでいる事例

| 都道府県  |       | 対象地域 |      | 対象種                        |     |                                     |     |   |     |
|---|-------|------|------|----------------------------|-----|-------------------------------------|-----|---|-----|
| 京都府   |       | 南丹市  |      | ベニバナヤマシクヤク (環境省:絶滅危惧 IB 類) |     |                                     |     |   |     |
| 要因  |       |      |      |                            |     |                                     |     |   |     |
| 捕獲・採取   | 開発・改変 | 管理放棄 | 水質汚濁 | 外来種等                       | その他 |                                     |     |   |     |
|   |       |      |      |                            | 不明  |                                     |     |   |     |
| 取組の内容   |       |      |      |                            |     | 制度(注)                               |     |   |     |
| ①柵の設置、警告看板の設置<br>②生息状況調査<br>③飼育下繁殖  |       |      |      |                            |     | ◎府の希少種保護条例(指定希少野生動植物)による捕獲規制、保護増殖事業 |     |   |     |
| 取組の体制・役割分担  |       |      |      |                            |     |                                     |     |   |     |
| 県   | 地域住民  | NGO  | 学校   | 企業                         | 大学等 | 動植物園                                | 市町村 | 国 | その他 |
| ○   | ○     | ○    |      |                            | ○   | ○                                   | ○   |   |     |
| <p>・地域で保全の機運が盛り上がり、地域住民主体で保全活動を展開。希少種保護条例の府民提案制度により種指定された。</p> <p>・生息地での保全活動は市町村と NGO が実施 (①、②)。府は NGO に対し条例に基づく財政支援。</p> <p>・大学が技術的助言、府(府立植物園など)が飼育下繁殖を実施 (③)。</p> |       |      |      |                            |     |                                     |     |   |     |

注:「◎」は当該取組が直接基づく制度、「○」はその他の関連する制度

出典: 都道府県アンケート結果より作成

事例6 NGOや市町村など各主体が連携して農地・河川など陸水域の生息地の保全等を総合的に行っている事例

| 都道府県  |       | 対象地域 |      | 対象種                   |     |  |     |   |     |
|---|-------|------|------|-----------------------|-----|--|-----|---|-----|
| 京都府   |       | 亀岡市  |      | アユモドキ (環境省:絶滅危惧 IA 類) |     |  |     |   |     |
| 要因  |       |      |      |                       |     |  |     |   |     |
| 捕獲・採取   | 開発・改変 | 水質汚濁 | 管理放棄 | 外来種等                  | その他 |  |     |   |     |
|   | ○     |      |      | ○                     |     |  |     |   |     |
| 取組の内容   |       |      |      |                       |     | 制度(注)  |     |   |     |
| 川や用水路の整備等にもなう生息場所の消失が懸念されているアユモドキについて以下の取組を実施。<br>①生息状況調査(毎年の生息数を算出) ②生息地の保全(ラバーダムの使用、休耕田の利用、河川における産卵場造成等) ③外来魚駆除(アユモドキを捕食する外来魚の駆除) ④生息地外保全(生息地に問題がある場合、緊急避難的に実施) |       |      |      |                       |     | ◎府の希少種保護条例(指定希少野生生物)に基づく捕獲・採取規制、保護増殖事業<br>○文化財保護法(天然記念物)<br>○種の保存法(国内希少野生動植物種) |     |   |     |
| 取組の体制・役割分担  |       |      |      |                       |     |  |     |   |     |
| 県   | 地域住民  | NGO  | 学校   | 企業                    | 大学  | 動植物園   | 市町村 | 国 | その他 |
| ○   |       | ○    |      |                       | ○   |  | ○   | ○ | 協議会 |
| <p>・府は希少種保護条例により種指定して保護増殖事業を実施。</p> <p>・NPO 法人と市が主な活動を行い、府は財政支援(条例に基づく制度)を行って補完的な立場で推進。</p> <p>・国が設置した関係者による連絡会と市が設置した協議会が情報共有を行っている。</p>                         |       |      |      |                       |     |  |     |   |     |

注:「◎」は当該取組が直接基づく制度、「○」はその他の関連する制度

出典: 都道府県アンケート結果より作成

事例7 地域の協働によって野生復帰にともなう生息地の再生・営農時の配慮などに総合的に取り組んでいる事例

| 都道府県  |       | 対象地域 |      | 対象種                  |     |  |     |   |     |
|---|-------|------|------|----------------------|-----|--|-----|---|-----|
| 兵庫県   |       | 豊岡市  |      | コウノトリ（環境省・絶滅危惧 IA 類） |     |  |     |   |     |
| 要因  |       |      |      |                      |     |  |     |   |     |
| 捕獲・採取   | 開発・改変 | 水質汚濁 | 管理放棄 | 外来種等                 | その他 |  |     |   |     |
| ○   | ○     | ○    |      |                      |     |  |     |   |     |
| 取組の内容   |       |      |      |                      |     | 制度(注)  |     |   |     |
| 狩猟、森林伐採、土地改良・河川改修、農薬等の要因により野生絶滅したコウノトリについて以下の取組を実施。<br>①域外保全・野生復帰（飼育下繁殖、放鳥） ②環境創造型農業（有機・減農薬栽培、冬期湛水、ビオトープ水田、魚道など） ③自然再生（えさ場である湿地の再生、広葉樹の植栽による里山林整備） ④普及啓発、交流事業など |       |      |      |                      |     | ○文化財保護法（天然記念物）<br>○種の保存法（国内希少野生動植物種）<br>○鳥獣保護法 |     |   |     |
| 取組の体制・役割分担  |       |      |      |                      |     |  |     |   |     |
| 県   | 地域住民  | NGO  | 学校   | 企業                   | 大学等 | 動植物園   | 市町村 | 国 | その他 |
| ○   | ○     | ○    |      | ○                    | ○   | ○  | ○   |   | 協議会 |
| 兵庫県が保護増殖・野生化実験（①）、環境創造型農業の推進（②）、再生事業の実施等（③）、豊岡市が田園の自然再生（③）、地域住民への普及啓発（④）、地域づくり等（④）、博物館・大学・動物園が保護増殖のための研究・助言（①）、企業（事業への支援）が連携して取り組み。                             |       |      |      |                      |     |  |     |   |     |

注：「◎」は当該取組が直接基づく制度、「○」はその他の関連する制度

出典：都道府県アンケート結果より作成

#### 4. 希少種の保全の取組促進上の課題（都道府県アンケート）

- 人員・予算など行政資源の不足は広範に指摘されている。特に継続的な活動が必要な場面で認識されやすい。
- 希少種条例がない県では調整等の根拠を欠いて厳しい状況。まずは条例の制定は有効。ただし条例が制定されても、行政・民間、国・地方自治体、県・市町村間の役割分担や連携体制、保全対象とする種の優先順位が明らかでないのが課題となっている。
- 情報収集の局面で専門的人材の不足と減少は深刻で、保全施策の立案や実施に必要な科学的な情報の不足につながっている。
- 生息地の情報の公開について、保全施策の推進と捕獲・採取圧の上昇についてのジレンマは深刻である。
- 希少種保全とりわけ継続的な取組のためには、保全の担い手となる地域の保全団体の存在や地域住民の理解が重要だが、活動支援や理解促進は十分でない。その基礎として県民の理解も必要だが、十分でない。

表 希少種保全の取り組みを促進する上での課題

| カテゴリー                | 主な意見<br>（〈数字〉内は同趣旨の回答のあった都道府県数）  |
|----------------------|--|
| <b>基礎的リソースにかかる課題</b> |  |
| 人員・予算の不足等            | <ul style="list-style-type: none"> <li>○予算や人員が不足、組織体制が不十分（特に現地調査、モニタリング、里地里山、外来種対策など生息地における継続的な取組等）〈14 団体〉</li> <li>○国の補助がないため財政当局の理解が得られない〈1 団体〉</li> <li>○予算・人員の制約から条例指定種以外への取組は困難〈1 団体〉</li> </ul>          |
| 法的・行政的な仕組みの不足等       | <ul style="list-style-type: none"> <li>○希少種保護条例がなく法的枠組みが未整備、法的根拠の脆弱さ〈3 団体〉</li> <li>○他の事業と比較した場合の優先順位が低い〈2 団体〉</li> <li>○行政と民間、国と県、県と市町村の役割分担が曖昧、市町村との連携も困難〈3 団体〉</li> <li>○希少種の中での保全の優先順位がない〈1 団体〉</li> </ul> |
| <b>情報収集・管理にかかる課題</b> |  |
| 専門的知見を有する人材の不足等      | <ul style="list-style-type: none"> <li>○専門家の不足と高齢化、後継者育成の行き詰まり〈5 団体〉</li> <li>○県内に自然環境系の大学や研究機関その他の専門的な体制がない〈5 団体〉</li> <li>○県庁内に専任または専門知識のある職員がいない〈2 団体〉</li> <li>○専門家との信頼関係の構築〈1 団体〉</li> </ul>              |

出典：都道府県アンケート結果より作成

表 希少種保全の取り組みを促進する上での課題（つづき）

| カテゴリー              | 主な意見<br>（〈数字〉内は同趣旨の回答のあった都道府県数）   |
|--------------------|---|
| 情報収集・管理にかかる課題（つづき） |   |
| 情報・技術の不足等          | <ul style="list-style-type: none"> <li>○専門家の不足により保全や取締（警察との連携等）に必要な科学的な知見・情報や技術が不足（4 団体）</li> <li>○指定希少種の生息状況（生息地、分布など）などの現状が把握できない（2 団体）</li> </ul>  |
| 情報管理・共有の不足等        | <ul style="list-style-type: none"> <li>○希少種の生息地の情報公開にかかるジレンマ（地域住民の意識や取組・地域振興と密猟・盗掘の助長）（2 団体）</li> <li>○情報管理の手法が未確立（1 団体）</li> <li>○県内に情報を収集・管理する機関がない（1 団体）</li> <li>○全国、他県の取組に関する情報が不足（1 団体）</li> <li>○環境アセスメントによる希少種の位置情報が十分把握できていない（1 団体）</li> </ul> |
| 現地における施策展開にかかる課題   |   |
| 現地における保全活動の担い手の不足等 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○保全団体とのネットワークや活動支援が不足（2 団体）</li> <li>○保全活動の経費等支援にあたり対策の費用対効果が不明（1 団体）</li> <li>○保全団体の構成員の高齢化による活動の衰退や消滅（1 団体）</li> </ul>   |
| 利害関係の調整の困難         | <ul style="list-style-type: none"> <li>○開発部局など県内部での調整が困難（1 団体）</li> <li>○営利行為との調整が困難（1 団体）</li> <li>○保護区指定は土地所有者にメリットがなく調整が非常に困難、受益者と負担者の不均衡の問題（1 団体）</li> </ul>  |
| 県民の理解の不足等          | <ul style="list-style-type: none"> <li>○県民への普及啓発の不足（3 団体）</li> <li>○知名度が低く地味な希少種の保全への理解・協力（1 団体）</li> </ul>   |
| 地域住民の理解の不足等        | <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域における希少種保全の理解・機運や保全活動が広がらない（4 団体）</li> <li>○里地里山など維持管理活動を長期的に継続するための地域住民による体制・資金の維持（2 団体）</li> <li>○地元自治体、地元の学校、保全団体との連携・協働により、継続的活動を浸透させる取組が必要（1 団体）</li> </ul>   |
| その他                |   |
| 減少要因の抑制の困難         | <ul style="list-style-type: none"> <li>○規制の有無にかかわらず捕獲・採取圧が高い種が多い（1 団体）</li> <li>○種指定により捕獲・採取圧が上昇（1 団体）</li> <li>○外来種の侵入、開発による圧迫（1 団体）</li> <li>○ニホンジカの食害による圧迫（2 団体）</li> </ul>  |

出典：都道府県アンケート結果より作成